

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（以下「本事業」という。）は、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第635号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第636号農林水産事務次官依命通知。以下「基金交付要綱」という。）の別添2農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（以下「交付要綱別添2の事業」という。）によるほか、この取扱いに定めるところによるものとする。

第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容

交付要綱別添2の事業の別表に示す事業実施主体及び基本国費率の欄中の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び基本国費率並びに事業メニューごとの要件及び事業内容については、別表の1から3までのとおりとする。なお、別表の2の事業実施主体の欄中の事業実施主体別の基準は次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人とするものとする。

2 農林漁業者等の組織する団体

実施する事業の受益者である農林漁業者3者以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体とするものとする。

なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

3 NPO法人

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項の農村滞在型余暇活動又は同法同条第2項の山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。
- (2) 事業費に見合う適正な経営が確保されていると認められること。

4 計画主体が指定した者

参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が東日本大震災からの復旧・復興等を図る観点から真に必要と認めた者であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参入法人については、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (2) その他農山漁村の活性化に資する者にあつては、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目が規約等で定められていること。
- (3) なお、計画主体が指定した者が会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）である場合にあつては、中小企業（資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。以下同じ。）（中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

第3 実施基準

1 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の実施基準は次のとおりとする。

- (1) 1箇所、1施設等の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。

ただし、やむを得ない事情により特に必要があり、かつ、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うことができる場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(2)による効率性等の検討については、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に準じて実施するなど、適正に実施するものとする。
- (3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であつて、計画主体が特に必要であると認める場合にあつては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、古品、古材の利用については、次によるものとする。

ア 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

イ 古品古材の購入価格は、適正に評価されたものとし、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

ウ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(4) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 温泉水の活用は認めない。

(6) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても交付の対象としないものとする。

(7) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水、防災安全施設等利用計画策定になじまない施設等は、この限りでない。

ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市と農山漁村の交流状況の実績及び今後の見込み等

イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

オ 施設等の適切な運営に必要な経営戦略及び運営体制等

(8) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(9) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(10) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(11) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。

(12) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。

(13) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。

(14) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策

定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。

(15) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(16) 別表の1の事業メニュー欄の③⑥都市農山漁村総合交流促進施設、④⑩木材利活用促進施設、⑪地域資源活用交流促進施設、⑫地域連携販売力強化施設、⑬農林漁業体験施設のうち滞在施設、⑭農山漁村体験施設、⑮教養文化・知識習得施設、⑯地域資源活用起業支援施設、⑰高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

(17) 交付要綱別添2の事業第3の1の(2)及び(3)に係る事業にあつては、交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であつて低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)、チェーンソー(研修のためのものを除く。)及び汎用性のある備品等は、交付対象としない。

(18) 別表の1の(3)地域間交流拠点の整備に記載されている事業メニュー(以下「地域間交流拠点」という。)の整備において、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。

ただし、次のア又はイの場合であつて、体験交流機能に加え、必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあつてはこの限りではない。

ア 子供の農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設の場合。

イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であつて、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている場合。

また、ア又はイのいずれの場合であっても、次の要件をすべて満たすものとする。

(ア)一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年又は学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。

(イ)施設を新設する場合には、1計画当たりの宿泊室数が原則として10室内であること。

(19) 施設別上限事業費及び上限規模について、原則として次の基準を超える部分については交付の対象外とする。

ただし、施設の統合や再編等による整備を行う場合であつて、必要不可欠と認められる場合はこの限りではない。

ア 処理加工・集出荷貯蔵施設(別表の1の(1)の処理加工・集出荷貯蔵施設に該当する事業メニュー)については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウ

の上限事業費の基準に準ずるものとする。

イ 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内とし、かつ延べ床面積1,500㎡以内とする。

- (20) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。
- (21) 別表の1の事業メニュー欄の③暗渠排水、⑤産地振興追加補完整備及び⑥小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区、農業協同組合等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称することとし、市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- (22) 別表の1の事業メニュー欄の⑭地域連携販売力強化施設については、農山漁村において、地域内外又は地域間の相互連携等の促進を図り、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で、一年を通して運営され、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。
- (23) 発電施設について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合及び土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合は、交付金の交付対象としない。
- (24) 別表1の事業メニュー欄の①農業用排水路から⑮林道・作業道及び⑥小規模農林地等保全整備については、別表1の事業名欄にある、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の整備と併せ行う場合に実施できるものとする。

2 受益者数

- (1) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農林漁業者3者以上とするものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に4から8までが掲げられている事業メニューについては、2者以上とするものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューによる教育ファームの整備等、学校法人及びそれに準ずる者で計画主体が特に認める者が受益者となる場合にあっては、この限りでない。

第4 活性化計画の添付書類等

1 交付対象事業別概要及び事前点検シート

(1) 交付要綱別添2の事業第4の1の(1)の規定による交付対象事業別概要は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の復興及び活性化を目指すことを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、第12の1の農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業交付対象事業別概要(参考様式1)により作成するものとする。

ア 交付対象事業の内容

イ その他必要な事項

(2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(1)の規定による事前点検シートは、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体自ら点検の上、第12の2の事前点検シート(参考様式2)により作成するものとする。

2 公表

交付要綱別添2の事業第4の1の(3)の計画主体による公表は、特定市町村又は関係特定都道府県での縦覧、インターネットのウェブサイト、広報誌への掲載等により行うものとする。

第5 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書等の作成

ア 事業実施主体は、活性化計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

また、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法(代行施行による競争見積等)により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算の計上等にあたって、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農林漁業者等の組織する団体等にあつては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

ア 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着工したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

イ 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の4の規定により交付決定前に着手する場合、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体に対して事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、計画主体は、事業実施主体が交付決定前に着手した場合には、交付申請書（交付要綱の別記様式第1号をいう。）の記の2の様式Iの備考欄に着工予定年月日、交付決定前着工申請書の日付及び文書番号を記載するものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（2）から（5）までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとする。

(2) 直営施行

ア 工 事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事

日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表の1の要件類別欄に4が掲げられている事業メニューにおいて、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(ア)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ)競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合

(イ)の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

なお、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(a)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(b)事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきPFI事業を実施する場合

(c)競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合

(c)の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を

変更することができない。

(イ)地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ)計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査、引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行

契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、（ア）により契約をしようとする場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とするものの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とするものについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優

良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第6 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第7 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体は、本交付金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出

るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書等（交付要綱第15の実績報告書及び基金交付要綱第20の完了報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書等の必要書類を添付して計画主体に報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書等に出来高設計書等の必要書類を添付して、交付要綱第15及び基金交付要綱第20の規定に基づいて報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第8 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、区分を明確にしておくこと。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

- 6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、活性化計画の区域内に存する団体等（当該事業メニューに該当する別表の2の要件類別の事業実施主体欄に規定されている事業実施主体に限る。）のうち、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、その団体等に管理させることができる。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取り扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号)農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。
- (2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣。以下同じ。）の承認を受けなければならない。
- (3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 事業実施後の措置

交付要綱別添2の事業第6の1の低調である場合とは、施設等の利用計画に対する利用実績等が70%未満であるものとする。

5 利用計画の変更

交付要綱別添2の事業第6の1の利用計画の変更は、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

6 利用目的の変更

- (1) 計画主体は、交付要綱別添2の事業第6の1の利用計画の変更を検討し、又は計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、活性化計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と

認められる場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。

- (2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。
- (3) (1) 又は(2)の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

7 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
- (2) (1) により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

8 災害等の報告

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局）又は各復興局へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長に(1)の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。
- (3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、第12の3災害報告書（参考様式3）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長に報告するものとする。

なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第10 事業実施主体が行う関係書類の整備

交付要綱の第21の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿、同受払簿
- (2) 賃金台帳、労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

活性化計画、交付対象事業別概要及び事前点検シート、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規定又は利用規定
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤の整備

ア 別表の1の事業メニュー欄の①から⑪その他これらに類する農地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 工事費関係</p> <p>(a) 工事費</p> <p>(b) 測量設計費</p> <p>(c) 機械器具費</p> <p>(d) 営繕費</p> <p>(e) 用地費及び補償費</p> <p>(f) 全体実施設計費</p> <p>(g) 換地費</p> <p>(h) 工事雑費</p>	<p>支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。</p> <p>工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費</p> <p>工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）</p> <p>工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費</p> <p>別表の1の要件類別欄に、4、5、8（別表の3の要件類別8の要件等欄の1の表の⑭農用地等集団化の(5)交換分合附帯農道等整備及び⑮土地利用調整の(2)交換分合附帯農道等整備に限る。）、10（別表の3の要件類別10の要件等欄の1の表の(9)生産環境整備、(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備を除く。）、11及び13が掲げられている事業メニュー、別表の1の事業メニュー欄の⑩農業集落道、⑪連絡農道及び⑫小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>別表の1の要件類別欄に26が掲げられている事業メニューは補償費に限るものとする。</p> <p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p>
<p>2 交換分合事業費</p>	<p>土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に規</p>

定する交換分合に要するものに限る。

イ 別表の1の事業メニュー欄の④農林漁業体験施設のうち林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 造林費	
(a) 新植費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
(b) 改良費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
(c) 補植費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
(d) 保育費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
2 事業雑費	(6)のイによるものとする。

(2) 共同利用機械器具

別表の1の事業メニュー欄の②高生産性農業用機械施設、②農林業基盤整備用機械及び③林業機械施設その他共同利用機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費	
(a) 本機購入費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
(b) 付属機械器具購入費	
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料(車輛購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。) ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

前記(1)及び(2)以外の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	(6)のイによるものとする。

(4) 新規需要米生産製造連携支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔新規需要米生産製造連携支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金
4 旅費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、研修旅費、日額旅費)
5 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費(茶菓子賄料等)、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の用途通知に基づくものとする。
6 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7 委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費(原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。)
10 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(5) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に(6)

のウに定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、(6)のアによるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(6) 附帯事務費及び工事雑費の取扱い

ア 附帯事務費は、交付対象事業施行のため必要な経費であって、次に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

費目	科目		説明
	節	区分	
報償費	謝金	普通旅費	交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する謝金とする。
旅費	旅費	日額旅費	交付対象事業施行のため直接必要な旅費で次の用務に該当するものとする。 設計審査、工法協議、用地交渉、検査等のため必要な旅費とする。 官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量、調査又は検査のための管内出張旅費とする。 交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する旅費とする。
庁費		委員等旅費	
			交付対象事業施行のため直接必要な本庁の庁費（賃金、共済費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに公課費とする。
	賃金		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。
	共済費	社会保険料	本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。
	需用費	消耗品費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用とする。
		燃料費	自動車等の燃料費とする。
		食糧費	用地買収及び補償交渉、換地処分、営農

		計画との調整等事業施行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
	印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
	修繕料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
役務費	通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬費等とする。
	手数料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
	筆耕翻訳料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。
	自動車損害保険料	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
委託料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び賃借料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費	庁用器具費	庁用器具類の購入費とする。
	機械器具費	自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。
公課費	自動車重量税	交付対象事業で取得した自動車に係る自動車重量税に限るものとする。

イ 工事雑費は、事業実施主体等が交付対象事業施行のため直接必要とする経費であって、次に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

費 目	科 目		説 明	
	節	区 分		
工 事 雑 費			交付対象事業施行のため現場事務所等において直接必要な庁費（報酬、賃金、共済費、旅費、報償費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、負担金並びに系統施行管理料とする。	
	報 酬		用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。	
	賃 金		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。	
	共 済 費	社 会 保 険 料	本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。	
	旅 費		交付対象事業実施のための打合せ等に必要旅費とする。	
	報 償 費	謝 金	用地買収及び補償における立会人、調査、試験、研究等を委嘱された者又は協力者等に対する謝金とする。	
	需 用 費	消 耗 品 費		各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。
		燃 料 費		庁用燃料及び自動車等の燃料費とする。
		食 糧 費		説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
	印 刷 製 本 費		図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。	

	光熱水料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。
	修繕料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
役務費	通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬費並びに乗船及び乗車の回数券等とする。
	公告料	用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の公告料とする。
	手数料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
	筆耕翻訳料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。
	自動車損害保険料	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
	雑役務費	その他交付対象事業の実施に必要な役務費
委託料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び賃借料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費	庁用器具費	庁用器具類及び標識（当該事業に必要なものに限る。）の購入費とする。
	機械器具費	測量、試験、研究、実験調査用の機械器具類及び自動車（乗用車を除く。）等並びに工事監督用の舟艇の購入費とする。
負担金		電気、水道、ガス等の施設の新設、増設等の負担金及びその他の負担金（当該事業

	公 課 費	自動車重量税	に必要なものに限る。) とする。 交付対象事業で取得した自動車に係る自動車重量税に限るものとする。
	代行施行 管 理 料		代行施行における農業協同組合連合会、 設計事務所等の事業施行管理料とする。

ウ 附帯事務费率及び工事雜费率については、次のとおりとする。

附 帯 事 務 費 の 率			工事雜費の率
事業実施主体	都 道 府 県	市 町 村 等	3. 5%以内
附帯事務費の率	1. 7%以内	2. 1%以内	
うち都道府県附帯事務費	1.7%以内	1.7%以内	
うち市町村等附帯事務費	—	2.1%以内 - 1.7%以内	

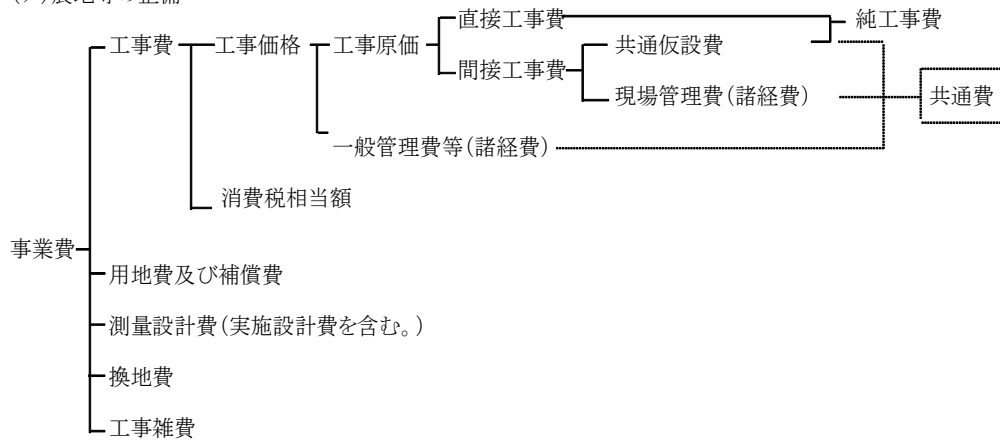
2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

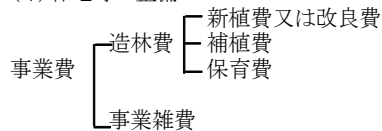
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

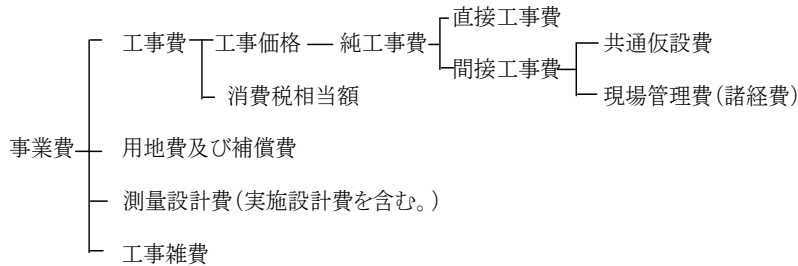


注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

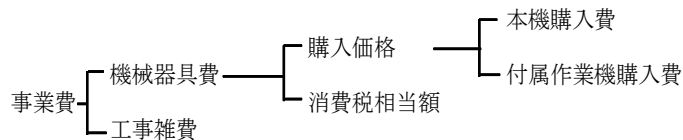


イ 直営施行の場合



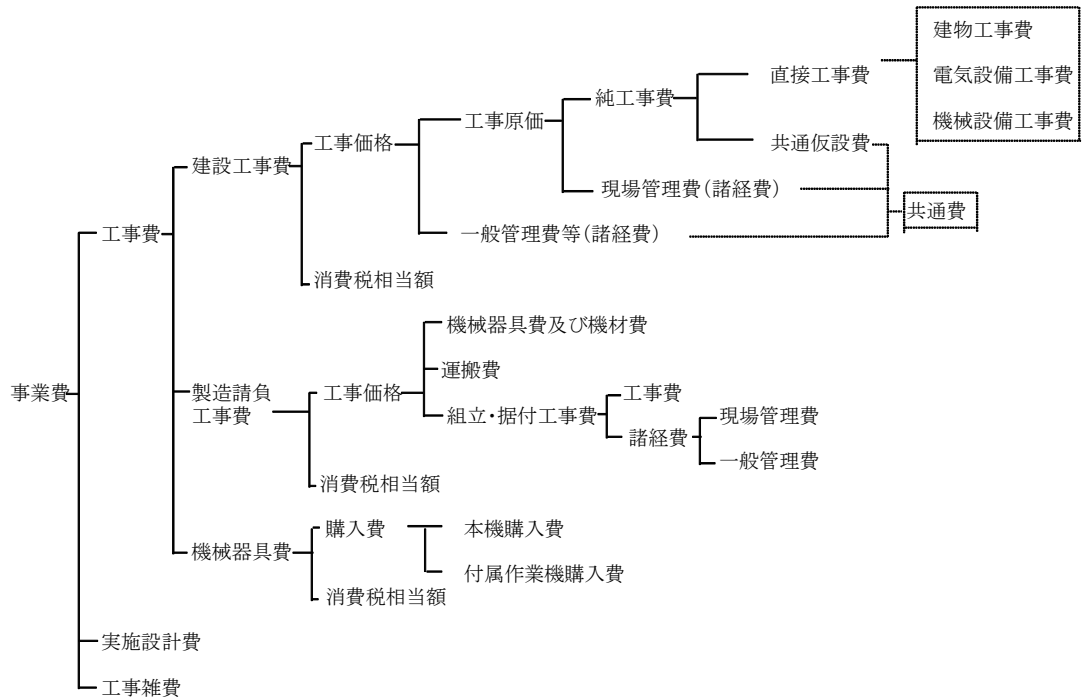
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(2) 共同利用機械器具



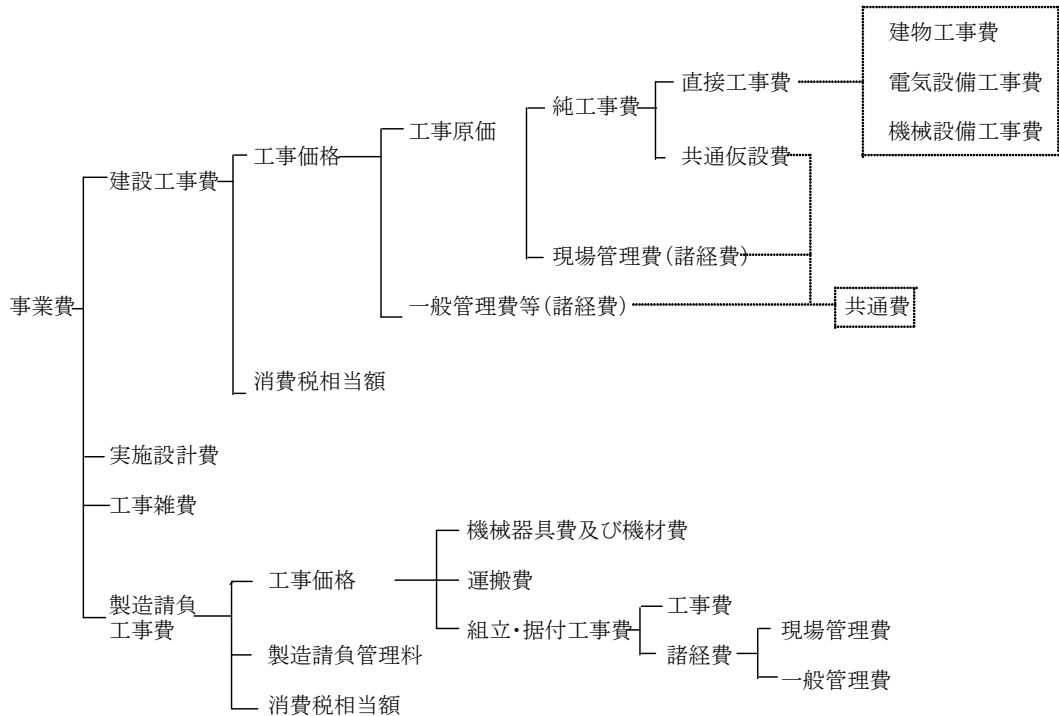
(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（1）土地基盤の整備にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

（1）土地基盤の整備

ア 土地基盤の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 林道・作業道等の積算

別表の1の事業メニュー欄の⑯林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知）及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知）に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、第11の1の（5）のアの附帯事務費の額に含むものとする。

ウ 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、（3）に定めるところによるものとする。

エ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な委託費又は請負費とする。

オ 用地費及び補償費

（ア）用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

（イ）土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について（昭和38

年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属作業機購入費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

また、機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア)積算の方法

- ① 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費及び共通費に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費は、本機購入費及び附属作業機購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるものとする。

- ② 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ)支給品費

- ① 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- ② 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- ③ 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工

事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ)古品古材

- ① 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附带施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- ② 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ)共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ)諸経費

- ① 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表

1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。

② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ)消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の用途基準については、1の（6）のイによるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合の一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第12 計画書等の様式

次に掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業交付対象事業別概要（参考様式1）
- 2 事前点検シート（参考様式2）
- 3 災害報告書（参考様式3）

附 則

この通知は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

(別 表)

1 事業メニューごとの実施要件

事業名	事業メニュー	要件類別							
(1) 生産基盤及び施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号イ)									
基盤整備	①農業用排水施設	4							
	②農業用道路	4							
	③暗渠排水	4							
	④客土	4							
	⑤区画整理	4							
	⑥農地造成	4							
	⑦交換分合	4							
	⑧農用地保全	4							
	⑨土地改良施設保全	5							
	⑩農業集落道	2	5	9	20	21			
	⑪連絡農道	11	19						
	⑫農業経営高度化等支援	6							
	⑬地形図作成	7							
	⑭農用地等集団化	8							
	⑮林道・作業道	13							
生産機械施設	⑯新規作物導入支援施設	12	31						
	⑰育苗施設	12	31						
	⑱農林水産物運搬施設	12	31						
	⑲営農飲雑用水施設	5	12	31					
	⑳高生産性農業用機械施設	10	12	28	31				
	㉑農業経営改善安定機械施設	12	31						
	㉒農林業基盤整備用機械	3	12	31					
	㉓林業機械施設	14	31						
	㉔特用林産物生産施設	14	31						
	㉕種苗生産・蓄養殖施設	15	31						
処理加工・集出荷 貯蔵施設	㉖農林水産物処理加工施設	10	12	28	31				
	㉗乾燥調製貯蔵施設	12	28	31					
	㉘農林水産物集出荷貯蔵施設	10	12	15	28	31			
新規就業者技術習 得管理施設	㉙新規就農者技術習得管理施設	12							
	㉚林業技術研修施設	23							
(2) 生活環境施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号ロ)									
簡易給排水施設	㉛簡易給水施設	2	21						
	㉜簡易排水施設	2	21	26					
	㉝飲雑用水施設	9	20	26					
防災安全施設	㉞防災安全施設	5	9	20	26				
農山漁村定住促進 施設	㉟農山漁村定住促進施設	27							
(3) 地域間交流拠点の整備 (活性化法第5条第2項第2号ハ)									
地域資源活用総合 交流促進施設	㊱都市農山漁村総合交流促進施設	2	17	23	26				
	㊲廃校・廃屋等改修交流施設	2	19	23	26				
	㊳受入機能強化施設	2	31						
	㊴交流活動基盤施設	9	20						
	㊵木材利活用促進施設	14	25						
	㊶地域資源活用交流促進施設	17	26						
	㊷地域連携販売力強化施設	12	24	26					
農林漁業体験施設	㊸農林漁業体験施設	2	3	9	17	20	23	24	26
自然環境等活用交 流学習施設	㊹農山漁村体験施設	17	23	24	26				
	㊺自然環境保全・活用施設	2	9	19	20	23	24	26	
	㊻宿泊体験活動受入拠点 施設	2							
	㊼教養文化・知識習得施設	18	23	24	26				
(4) その他省令で定める事業 (活性化法第5条第2項第2号ニ)									
地域資源活用起業 支援施設	㊽地域資源活用起業支援施設	16	26						

地域資源循環活用施設	④⑨リサイクル施設	1 2	2 3	2 6					
	⑤⑩自然・資源活用施設	1 2	2 3	2 6	2 9				
地域住民活動支援促進施設	⑤①高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	2 2	2 3	2 6					
	⑤②健康管理等情報連絡施設	2 2							
	⑤③船舶離発着施設	2 6							
	⑤④集落拠点強化施設	2 7							
土地利用調整	⑤④土地利用調整	8							
農地等補完保全整備	⑤⑤産地振興追加補完整備	1 0							
	⑤⑥小規模農林地等保全整備	1	3	5	9	1 1	1 9	2 0	3 0
景観・生態系保全整備	⑤⑦景観・生態系保全整備	1	9	2 0	2 3	2 6			
新規需要米生産製造連携支援	⑤⑧新規需要米生産製造連携支援	2 8							

2 要件類別

要件 類別	事業実施主体	基本国費率	要件
1	特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）第77条第1項の特定市町村をいう。以下この別表において同じ。）、土地改良区、農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体（第2の2に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）（法人に限る。）	1/2	<ol style="list-style-type: none"> 1 良好な景観形成に積極的に取り組んでいる地域であること。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
2	<p>特定都道府県（復興特区法の特定都道府県をいう。以下この別表において同じ。）、特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体（特定市町村又は特定都道府県をいう。以下この別表において同じ。）等が出資する法人（第2の1に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者をいう。以下この別表において同じ。）又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）（第2の3に定める基準に該当するものに限る。）</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあっては、その定めるところによるものとする。</p>	1/2	<ol style="list-style-type: none"> 1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であること。ただし、別表の3に定める場合はこの限りではない。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉑の簡易給水施設、㉒の簡易排水施設、㉓の受入機能強化施設及び㉔の宿泊体験活動受入拠点施設の整備については、別表の3に定める要件に該当するものであること。
3	特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別表において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（市町	<p>1/2</p> <p>ただし、事業メニュー欄の㉕の小規模農林地等保全整備のうち別表の3に定めるものについては定額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 2 受益地は、農業振興地域のうちの農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）とし、遊休農地のほか、これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含むこととする。ただし、市民農園の整備、教育ファームの整備等その整備が農業生産を主たる目的としない場合は、この限りでない。 3 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。

	<p>村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>以下この別表において同じ。）、特定地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体</p> <p>ただし、別表の3の要件類別4の欄に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>		
4	<p>特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p>	<p>1/2</p> <p>（次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「六法指定地域等」という。)は5.5/10</p> <p>(1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村(以下この別表において単に「振興山村地域」という。)</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)の全部又は一部の地域(以下この別表において単に「過疎地域」という。)</p> <p>(3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域(以下この別表において単に「離島地域」という。)</p> <p>(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手（別表の3に定める基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。以下この別表において同じ。）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること。</p> <p>2 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の暗渠排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</p> <p>ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の暗渠排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。）の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。）が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。</p> <p>① 交付決定（東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第635号農林水産事務次官依命通知）第7及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（平成24年1月16日付け23予第636号農林水産事務次官依命通知）第8の交付決定をいう。以下この別表において同じ。）時における担い手農地利用集積率が25%以上50%未満の場合にあつては、10ポイント以上増加すること。</p> <p>② 交付決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。</p> <p>③ 交付決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5ポイント以上増加すること。</p>

	<p>第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域（以下この別表において単に「半島地域」という。）</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別表において単に「特定農山村地域」という。）</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯（以下この別表において単に「特別豪雪地帯」という。）</p> <p>(7) 急傾斜地畑地帯（受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。以下この別表において同じ。）</p>		<p>④ 交付決定時90%以上95%未満の場合にあっては、95%以上となること。</p> <p>⑤ 交付決定時95%以上の場合にあっては、担い手への利用集積が図られること。</p> <p>3 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（別表の3に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付決定時において50%以上の場合にあっては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。</p> <p>4 事業メニュー欄の②の農業用道路、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の交換分合及び⑧の農用地保全にあっては、上記1から3までによるほか、②の農業用道路及び⑤の区画整理にあっては2により行う事業、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全にあっては1により行う事業、⑦の交換分合にあっては、1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。</p>
5	<p>特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあっては、その定めるところによるものとする。</p>	<p>1/2 （六法指定地域等は5.5/10）</p>	<p>以下のいずれかの要件を満たすとともに、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の⑩の農業集落道、⑪の営農飲雑用水施設及び⑫の防災安全施設にあっては、要件類別欄の4の要件欄の1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>2 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち別表の3に定めるものについては受益面積がおおむね5ha以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 要件類別欄の4の要件欄の1により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる場合</p> <p>イ 要件類別欄の4の要件欄の3により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積がおおむね5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付決定時において50%以上の場合にあっては3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合</p> <p>3 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち別表の3に定めるものにあっては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、要件類別欄の4の要件欄の2により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</p> <p>4 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち別表の3に定めるものにあっては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、</p>

			<p>要件類別欄の4の要件欄の2により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>5 事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備にあつては、要件類別欄の4の要件欄の3により行う事業と併せ行うこと。</p> <p>6 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち別表の3に定めるものにあつては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1 km以上であること。</p>
6	<p>特定都道県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>ただし、事業の内容ごとに別表の3に定めるものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては定額</p>	<p>別表の1の事業メニュー欄の①から⑧までの事業の実施地区（実施予定地区を含む。以下この別表において「基盤整備地区」という。）において実施することとし、別表の3に定める要件のほか、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1 要件類別欄の4の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書きのイによるものを除く。）により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 生産基盤整備事業等（事業メニュー欄の①から⑧又は⑩、⑱及び㉔を行うものをいう。以下この別表において同じ。）の完了時において、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが見込まれること。</p> <p>ア 交付決定時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。</p> <p>イ 交付決定時20%以上50%未満の場合にあつては、10%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 交付決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。</p> <p>エ 交付決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 交付決定時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。</p> <p>カ 交付決定時95%以上の場合にあつては、担い手への利用集積が図られること。</p> <p>キ 担い手に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号。以下この別表において「農地法」という。）第2条第3項の規定による農業生産法人をいう。）を除く法人を位置付けた場合にあつては、当該法人に係る担い手農地利用集積率が30%以上となること。</p> <p>(2) 生産基盤整備事業等の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。</p> <p>ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）数の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の（1）のオに規定するアクションプログラムをいう。）に定める目標割合以上となること。</p> <p>イ 認定農業者数が交付決定時に比べ30%以上増加すること。</p> <p>(3) 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において単に「促進計画」という。）に定める目標年度までに基盤整備地区内に別表の3に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が一以上育成されることが確実に見込まれること。</p> <p>2 要件類別欄の4の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書きイによるものを除く。）により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手の経営等農用地のうち、別表の3に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合（以下「担い手農地面的集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。</p> <p>ア 交付決定時13%未満の場合にあつては、20%以上となること。</p>

			<p>イ 交付決定時13%以上35%未満の場合にあつては、7%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 交付決定時35%以上38.5%未満の場合にあつては、42%以上となること。</p> <p>エ 交付決定時38.5%以上63%未満の場合にあつては、3.5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 交付決定時63%以上66.5%未満の場合にあつては、66.5%以上となること。</p> <p>カ 交付決定時66.5%以上の場合にあつては、これらの担い手への面的集積が図られること。</p> <p>(2) 促進計画に定める目標年度までに基盤整備地区内に高度経営体が一以上育成されることが確実と見込まれること。</p> <p>3 要件類別欄の4の要件欄の3若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の2（同要件ただし書きのイによるものに限る。）若しくは要件欄の5により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第4の4に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。）を踏まえて実施すること。</p>
7	特定市町村、農業協同組合、土地改良区又は土地改良事業団体連合会	1/2 (六法指定地域等は5.5/10)	<p>1 受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に農地整備事業等（農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の第2の1～5、別紙3-1の第2の5又は6に規定する事業、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21生畜第2045号農林水産省生産局長・21林整計第336号農林水産省林野庁長官・21水港第2724号農林水産省水産庁長官通知）別紙1-1の第3の1～4、別紙4-1の第2の5又は6に規定する事業、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業をいう。ただし、区画整理事業を実施するものに限る。）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤の区画整理に着手することが確実と見込まれること。</p> <p>2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>
8	特定市町村、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、土地改良事業団体連合会、農業委員会、その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号）第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下この別表において単に「計画主体が指定した者」という。）	1/2 (六法指定地域等は5.5/10)	<p>受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業若しくは交換分合の着手の見込みが確実である、又は農用地の集団化が見込まれるものであって、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>
9	特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、土地改良区、特定地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体	1/2 (次の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「五法指定地域等」という。)は5.5/10) (1) 振興山村地域 (2) 過疎地域 (3) 離島地域 (4) 半島地域 (5) 特定農山村地域 (6) 上記(1)から(5)	<p>1 環境創造区域（田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）の第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下この別表において同じ。）であること。</p> <p>2 地域住民等による土地改良施設（土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。以下この別表において同じ。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。</p> <p>3 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>

		に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域	
1 0	<p>特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>	<p>1/2 (六法指定地域等は5.5/10)</p> <p>ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉕の産地振興追加補完整備うち、別表の3に定めるもの並びに事業メニュー欄の㉔の高生産性農業用機械施設、㉖の農林水産物処理加工施設及び㉗の農林水産物集出荷貯蔵施設については、1/2</p>	<p>1 担い手の育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化の道筋、実需者との連携のための取組等が明らかにされている次に掲げるいずれかの計画が策定されている地域であること。</p> <p>(1) 市町村、農業協同組合又は農業者等の組織する団体等が、果樹、野菜等の品目を定めて策定する産地の育成強化のための計画</p> <p>(2) 戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)に掲げる戦略的産地振興計画</p> <p>(3) 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成するビジョンをいう。）</p> <p>2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>
1 1	<p>特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人（農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下この別表において同じ。）、農業委員会又は計画主体が指定した者（第2の4に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては5.5/10以内</p>	<p>1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</p> <p>2 受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に満たない事業をいう。以下この別表において同じ。）以下であること。</p>
1 2	<p>特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会、PFI事業者（別表の1の事業メニュー欄の㉔の地域連携販売力強化施設及び㉕のリサイクル施設に限る。）又はその他計画</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉖の農林水産物運搬施設については4/10、㉔の高生産性農業用機械施設のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。</p>	<p>1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</p> <p>2 別表の1の事業メニュー欄の㉔の農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>

	<p>主体が指定した者</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>	<p>以下「局長通知」という。)の別表第1に掲げる農業用機械(水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械を除く。)については1/3)、㉔の高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械、局長通知の別表第4に掲げる農業用施設、㉕の農林業基盤整備用機械及び㉖の乾燥調整貯蔵施設のうち飼料調製貯蔵施設については4.5/10。また、別表の3に定める場合にあつては、その定める率</p>	
1 3	<p>特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者</p>	1/2	<p>1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</p> <p>2 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積が概ね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上 100ha未満であること。</p> <p>3 自動車道における改良工事の規模は利用区域の森林面積がおおむね10 ha以上100ha未満であること。</p>
1 4	<p>特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉓の林業機械施設については4.5/10</p>	<p>1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</p> <p>2 別表の1の事業メニュー欄の㉔の木材利活用促進施設の整備については、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p>
1 5	<p>特定市町村、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉕の種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設については4.5/10、㉖の種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥</p>	<p>対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</p>

		防除施設及び㉘の農林水産物集出荷貯蔵施設のうち製氷冷蔵施設については4/10	
1 6	特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2	対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。
1 7	特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、P F I 事業者又は計画主体が指定した者	1/2	対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。
1 8	特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、教育委員会又は計画主体が指定した者	1/2	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
1 9	特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉞の小規模農林地等保全整備のうち別表の3に定めるものにあつては、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 3 別表の1の事業メニュー欄の㉞の小規模農林地等保全整備の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
2 0	特定都道府県、特定市町村、土地改良区又は計画主体が指定した者	5.5/10	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものであるとともに、以下のいずれかの要件を満たす地域であること。 (1) 以下のア及びイの要件をすべて満たす地域 ア 市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域。 イ 環境創造区域 (2) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
2 1	特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業	1/2	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉞の簡易給水施設及び㉟の簡易排水施

	協同組合、農業協同組合連 合会、森林組合、森林組合 連合会、漁業協同組合、漁 業協同組合連合会、土地改 良区、農林漁業者等の組織 する団体、特定地方公共団 体等が出資する法人、一般 社団法人若しくは一般財団 法人又は計画主体が指定し た者	ただし、別表の 1の事業メニュー 欄の⑩農業集落道 のうち別表の3に 定める場合にあつ ては、5.5/10	設の整備については、別表の3に定める要件に該当するものであること。
2 2	特定都道県、特定市町村、 特定地方公共団体の一部事 務組合、農業協同組合、農 業協同組合連合会、森林組 合、生産森林組合、森林組 合連合会、漁業協同組合、 漁業生産組合、漁業協同組 合連合会、農林漁業者等の 組織する団体、特定地方公 共団体等が出資する法人、 一般社団法人若しくは一般 財団法人又は計画主体が指 定した者	1/2 ただし、別表の 1の事業メニュー 欄の⑫の健康管理 等情報連絡施設の うち情報端末機器 については4.5/10	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
2 3	特定都道県、特定市町村、 森林組合、生産森林組合、 森林組合連合会、特定地方 公共団体が出資する法人又 は流域森林・林業活性化セ ンター	1/2	特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかの地域に該当するものであること。 1 振興山村地域 2 過疎地域 3 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75%以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの。
2 4	特定市町村、森林組合、生 産森林組合、森林組合連合 会、農林漁業者等の組織す る団体、特定地方公共団体 等が出資する法人又はP F I 事業者	1/2 ただし、別表の 3に定める場合に あつては、その定 める率	1 原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第3項の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。ただし、別表の3に定める施設は、この限りではない。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
2 5	特定都道県、特定市町村、 特別区、特定地方公共団体 の組合又はP F I 事業者	1/2	1 地域産の木材の利用促進に資するものとし、波及効果の高い施設とすること。 2 この事業により整備する施設は原則として地域産の木材を利用すること。 3 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。 4 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
2 6	特定都道県、特定市町村、 特定地方公共団体の一部事 務組合、水産業協同組合（水 産業協同組合法（昭和23年 法律第242号）第2条に規 定する水産業協同組合をい う。）、中小企業等協同組合 （中小企業等協同組合法（昭 和24年法律第181号）第3 条に規定する中小企業等協 同組合をいう。）、特定地方 公共団体等が出資する法人 又は農林漁業者等が組織す	1/2	1 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、別表の3に定める場合は、この限りではない。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。

	る団体		
27	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者又は計画主体が指定した者	1/2	1 対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
28	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会又はその他計画主体が指定した者	1/2	1 本要件類別に該当する事業のために生産される新規需要米は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
29	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者、NPO法人又は計画主体が指定した者	1/2 (次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域は5.5/10、離島地域は2/3) (1)振興山村地域 (2)過疎地域 (3)半島地域 (4)特定農山村地域 (5)特別豪雪地帯 (6)上記(1)から(5)に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域	1 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
30	特定都道府県（農地法第51条第3項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあつては、当該市町村（当該事務を同法第180条の2の規定により当該市町村から当該市町村の農業委員会に委任された場合にあつては、当該農業委員会）	1/2	1 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地を農地以外のものにすることにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であること。 2 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずるものであること。 3 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
31	特定都道府県又は特定市町村	定額又は3/10以内 ただし、別表の	別表の3に定める要件に該当するものであること。

	3に定める場合ごとに、その定める率とする。	
--	-----------------------	--

3 要件類別ごとの要件等

要件 類別	要 件 等							
1	1	<p>事業内容</p> <p>本要件類別に該当する事業の内容は、農山漁村景観を活かした農山漁村地域の振興を図るため、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景とし、別表の1の要件類別欄に1が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="323 581 1877 2775"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 581 840 626">事業メニュー等</th> <th data-bbox="840 581 1877 626">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 626 840 1299"> 農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)ほ場整備 (2)農業用排水施設 (3)農道 (4)その他農用地の開発改良・保全のための施設 (5)土地改良施設等保全 ア 土地改良施設保全 (ア)農業用排水施設 (イ)農道 イ 農用地保全 </td> <td data-bbox="840 626 1877 1299"> 美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 農業用排水施設の保全 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 農用地の土砂流某や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等農地の保全 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1299 840 2775"> 景観・生態系保全整備 ⑦景観・生態系保全整備 (1)営農飲雑用水施設 (2)農業集落排水施設 (3)農村公園緑地 (4)農業施設等用地 (5)集落防災安全施設 (6)ライフライン収容施設 (7)集落水辺環境 (8)集落緑化施設 (9)歩行者専用遊歩道 (10)集落環境管理施設 (11)集落農園 </td> <td data-bbox="840 1299 1877 2775"> 農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 ア 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設 イ 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 ウ 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次 </td> </tr> </tbody> </table>	事業メニュー等	事業の内容	農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)ほ場整備 (2)農業用排水施設 (3)農道 (4)その他農用地の開発改良・保全のための施設 (5)土地改良施設等保全 ア 土地改良施設保全 (ア)農業用排水施設 (イ)農道 イ 農用地保全	美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 農業用排水施設の保全 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 農用地の土砂流某や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等農地の保全	景観・生態系保全整備 ⑦景観・生態系保全整備 (1)営農飲雑用水施設 (2)農業集落排水施設 (3)農村公園緑地 (4)農業施設等用地 (5)集落防災安全施設 (6)ライフライン収容施設 (7)集落水辺環境 (8)集落緑化施設 (9)歩行者専用遊歩道 (10)集落環境管理施設 (11)集落農園	農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 ア 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設 イ 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 ウ 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次
事業メニュー等	事業の内容							
農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)ほ場整備 (2)農業用排水施設 (3)農道 (4)その他農用地の開発改良・保全のための施設 (5)土地改良施設等保全 ア 土地改良施設保全 (ア)農業用排水施設 (イ)農道 イ 農用地保全	美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 農業用排水施設の保全 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 農用地の土砂流某や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等農地の保全							
景観・生態系保全整備 ⑦景観・生態系保全整備 (1)営農飲雑用水施設 (2)農業集落排水施設 (3)農村公園緑地 (4)農業施設等用地 (5)集落防災安全施設 (6)ライフライン収容施設 (7)集落水辺環境 (8)集落緑化施設 (9)歩行者専用遊歩道 (10)集落環境管理施設 (11)集落農園	農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 ア 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設 イ 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 ウ 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次							

(12) 自然環境・生態系保全施設	のいずれかの事項を内容とするものの改修又は修景 ア 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの イ 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ウ ア又はイに附帯して都市との交流のために必要な施設 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための修景施設
(13) 地域資源利活用施設	農村地域における地域資源の利活用（処理及び再利用を含む。）をし、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景
(14) 地域農業活動拠点施設	農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景
(15) その他	その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景
(16) 周辺整備	美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の修景とする。 ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。 ア 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設 イ 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設 ウ 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。） エ その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

2 要件

(1) 本要件類別に該当する事業の実施に際しては、以下の事項に留意するものとする。

ア 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点を踏まえたものとする。

イ 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

ウ 本要件類別に該当する事業を実施する施設等の所有者又は管理者及び関係部局と協議及び調整を行うものとする。

2 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、別表の1の要件類別欄に2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道及びこれらの附帯施設の新設又は改良
簡易給排水施設 ⑪簡易給水施設 ⑫簡易排水施設	農家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設の新設及び附帯施設の整備 し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑬都市農山漁村総合交流促進施設 ⑭廃校・廃屋等改修交流施設 ⑮受入機能強化施設	地域特産品・地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びにこれらの附帯施設の整備 廃校及び廃屋の改修・移設並びにこれらの附帯施設の整備 地域連携販売力強化施設、農林水産物処理加工施設、教養文化・知識習得施設、高齢者・女性活動促進機械施設及び農林漁家民宿支援施設の整備並びにこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ⑯農林漁業体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場及び福祉活用促進施設並びにこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ⑰自然環境保全・活用施設 ⑱宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設及び電線の埋設等並びにこれらの附帯施設の整備 子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 子供たちを受け入れるために必要となる廃校及び廃屋の改修・移設

	並びにこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備
--	---

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の㉔受入機能強化施設の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、森林組合、又は漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体のいずれかとする。ただし、農林水産物処理加工施設を整備するに当たっては、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体を除くものとする。

なお、農業者の組織する団体とは、農家3人以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする（以下この別表において同じ。）。

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

イ 農事組合法人以外の農業生産法人

ウ 特定農業法人及び特定農業団体

エ 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）

オ 農作業の受託及び共同化その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

(2) ㉕宿泊体験活動受入拠点施設の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村又は受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会）のいずれかとする。

3 要件

(1) 別表の2の要件類別2の要件欄の1の別表の3に定める場合とは、別表の1の事業メニュー欄の㉔農林漁業体験施設、㉔受入機能強化施設及び㉕宿泊体験活動受入拠点施設を行う場合とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉑簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の㉒簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。

イ 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。

(4) 1の表の事業メニュー欄の㉔受入機能強化施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。

(5) 1の表の事業メニュー欄の㉕宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

ア 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。

イ 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れのうち母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。

ウ 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量でかつ、既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。

3 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要な土地条件整備とし、別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉒農林業基盤整備用機械	㉔農林漁業体験施設又は㉕小規模農林地等保全整備を実施する場合に必要な機械の借り上げ等
農林漁業体験施設	

④農林漁業体験施設	遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備
農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗渠排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討

2 基本国費率

別表の2の要件類別3の基本国費率欄の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備のうち(7)遊休農地活用促進支援とする。

3 事業実施主体

- (1) 1の表の事業メニュー欄の事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、特定市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、特定市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する事業の対象区域は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）別表の要件類別2に該当する事業を実施した区域又はこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっている区域とする。
なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地区域内で本整備を実施しようとする場合であって、同要領に基づいて市町村が都道府県知事の認定を受けて定める基本方針に、集落協定において遊休農地を含めて土地条件整備を行うことが規定されている場合は、前段の要件は適用しないものとする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の②農林業基盤整備用機械は、同欄の④農林漁業体験施設又は⑥小規模農林地等保全整備の事業実施主体が自ら実施する場合に限り交付の対象とするものとする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の④農林漁業体験施設の市民農園の整備は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園法第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までに該当する事業については、次のいずれかに該当する場合に限り、支援の対象とするものとする。
ア 遊休農地活用者が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この要件類別において「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けている場合
イ 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から書面で同意又は確約を得ている場合
ウ 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されている場合
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備のうち(7)については、次のア又はイのいずれかに該当する場合に限り、1事業実施主体当たり5年以内で50万円を上限とした遊休農地活用促進費を交付するものとする。
ア 事業実施主体である農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が借り受けた対象遊休農地（おおむね1ha以上の農地であり、地権者から事業実施主体に対して再活用の申し入れがある農地であること。ただし、農業委員会から農地法第30条3項に基づく指導があった遊休農地は除く。以下この要件類別において同じ。）について上表の⑦小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地について借受等希望者と5年間以上の利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下この要件類別において同じ。）の設定を行う場合

- イ 事業実施主体である市町村が対象遊休農地について㉔小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地が所有者との借受等希望者との間で5年間以上の利用権の設定が行われる場合
- (6) 計画主体は、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体が次のいずれかに該当する場合には、これまでの農地利用、農業技術・経営の状況等に関して農業委員会の意見を聴いた上で、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体として適当か否かを判断するものとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の㉓農林漁業体験施設の市民農園（農園利用方式（市民農園法第2条第2項第1号のロに該当する農地で実施される方式）の場合を除く。）の整備にあつて、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合
- イ 1の表の事業メニュー欄の㉔小規模農林地等保全整備にあつて、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）以外の者が遊休農地活用者となる場合

4

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等とし、別表の1の要件類別欄に4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備	
①農業用排水施設	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）
②農業用道路	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備
③暗渠排水	暗渠の新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗渠を含む。）
④客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工
⑤区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
⑥農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ただし、受益面積がおおむね5ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和61年8月19日付け61構改C第707号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することができるものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。
⑦交換分合	農用地等の交換分合
⑧農用地保全	ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良

2 要件

- (1) 市町村が作成する田園環境整備マスタープラン（環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について（平成14年3月1日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の第1に規定する田園環境整備マスタープランをいう。）等の関連計画を踏まえ、土地改良法に規定する土地改良事業計画を定めるものとする。
- (2) 別表の2の要件類別4の要件欄の1の別表の3に定める基準とは、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号に規定する基準とする。なお、告示第1号の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下この別表において「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
- (3) 別表の2の要件類別4の要件欄の2により実施しようとするものは、事業実施地区において、地域水田農業ビジョン

に即した次の事項を内容とする整備計画が策定されているものであること。

- ア 地域水田農業ビジョンに即した基本構想
- イ 営農計画
- ウ 土地利用計画
- エ 畑作振興対策のための整備計画
- オ その他実施のために必要な事項

(4) 別表の2の要件類別4の要件欄の2の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。以下この別表において同じ。）に基づき又は農作業受託により耕作される農用地をいう。

なお、農作業受託とは、基幹ほ場3作業以上の受託を行っているものをいう。この基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあってはア、ウ（田植えを除く。）又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。

- ア 耕起
- イ 代かき
- ウ 田植え又は播種
- エ 収穫

(5) 別表の2の要件類別4の要件欄の3の別表の3に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（2の（2）に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。以下この別表において同じ。）において地域の中心となる経営体に位置付けられた者をいう。以下この別表において「中心経営体」という。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

- ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- イ 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別表において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地
- ウ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、基盤整備地区に係る農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第6条第1項の規定に基づき活性化計画を農林水産大臣に提出する時点（以下この別表において「提出時点」という。）において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

5 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備と併せ行う生活環境施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨土地改良施設保全 (1)農道保全対策 (2)安全施設整備 (3)農村のみち整備	農道保全対策事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1877号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備 農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の設置 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新
⑩農業集落道	農業集落周辺における別表の1の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備
生産機械施設 ⑨営農飲雑用水施設	営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの
防災安全施設 ④防災安全施設	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備

農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備	障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地
---------------------------	--

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備の事業実施主体は、特定市町村とする。

3 要件

- (1) 別表の2の要件類別5の要件欄の2の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備とする。
- (2) 別表の2の要件類別5の要件欄の3の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(2)安全施設整備とする。
- (3) 別表の2の要件類別5の要件欄の4の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策とする。
- (4) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、あらかじめ、費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとし、事業の変更の経緯及び同意を要する変更事由等について定めておくものとする。
- (5) 別表の2の要件類別5の要件欄の2のイの耕作放棄地等とは、本別表の要件類別欄の4の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等とする。
- (6) 別表の2の要件類別5の要件欄の6の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備とする。

6 1 事業内容

本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1) 高度土地利用調整支援 ア 指導支援	土地利用調整及び農地の利用集積又は面的集積を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援又は(4)の耕地利用高度化推進支援に関する助言又は指導
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動 (エ) 農業機械の利用再編に関する活動 (オ) 地域農業改良普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (カ) その他農用地流動化に関する調査・調整活動
(2) 高度経営体集積促進支援	高度経営体（別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の高度経営体をいう。以下この要件類別において同じ。）への農地の利用集積に向けた促進支援
(3) 高度経営体面的集積促進支援	高度経営体への農地の面的集積に向けた促進支援
(4) 耕地利用高度化推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 耕作放棄地解消支援	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。
ア 指導支援	(ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援又は(6)の耕作放棄地活用推進支援に関する助言又は指導 (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修 (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 関係機関との調整活動 (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催 (オ) 農業機械の利用再編に関する活動 (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止についての調査・調整活動
ウ 技術支援	(ア) 数人施行としての合意形成を図るための活動 (イ) 数人施行としての規約の作成及び土地改良法手続に関する指導 (ウ) 実施主体として事業推進に必要な事務手続等に関する指導 (エ) その他数人施行を実施するための技術的な支援
エ 営農支援	(ア) 導入作物等に関する営農指導・助言 (イ) 初期投資及び営農リスク等に対する支援 (ウ) その他営農面での支援
(6) 耕作放棄地面的集積促進支援	耕作放棄地（要件類別欄4の要件等欄の2の（5）のアに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手への面的集積に向けた促進支援
(7) 耕作放棄地活用推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備 (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理 (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備 (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

2 事業実施主体

- (1) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のアの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(2)の高度経営体集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体集積促進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の(3)の高度経営体面的集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体面的集積促進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(4)の耕地利用高度化推進支援（以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (6) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(5)のアの指導支援の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(5)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。
- (8) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(6)の耕作放棄地面的集積促進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地面的集積促進支援」という。）の実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (9) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(7)の耕作放棄地活用推進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支

援」という。)の事業実施主体は、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別6の基本国費率欄の別表の3に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち(5)耕作放棄地解消支援又は(7)耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。

4 要件

(1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区（実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の基盤整備地区をいう。(2)、(6)及び(9)において同じ。)において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。

① 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において「促進計画」という。）

② 市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第4の4に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。(以下この別表において「整備基本構想」という。))

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)から(4)までに該当する事業は、次のアからサまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。

なお、1の表の事業メニュー欄の⑫の(2)の事業は別表の2の要件類別6の要件欄の1を、⑫の(3)の事業は同要件欄の2を満たすこととし、そのいずれかの場合に限り実施することができるものとする。

ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。

イ 基盤整備地区において、促進計画が定められており、かつ、当該促進計画が農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の第5の1の(2)に規定する基準を満たしていること。

ウ 別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)のアからカまで、(2)のイ及び2の(1)のアからカまでの交付決定時とは、1の表の事業メニュー欄の(1)の高度土地利用調整支援（以下この別表において「高度土地利用調整支援」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整支援の開始時とする。

エ 別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)のキの農業生産法人を除く法人は、促進計画に定める目標年度までに認定農業者となることを約し、かつ、それが確実と見込まれるとして計画主体が認めたものであること。

オ 別表の2の要件類別6の要件欄の1の(2)のイの認定農業者数には、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）の数を含めることができるものとする。

カ 別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の別表の3に定める農業者又は農業者の組織する団体とは、基盤整備地区に係る担い手であって、かつ、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 品目別経営安定対策の対象者

(イ) 4ha以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(ウ) 事業実施地区に係る市町村の基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(エ) 特定農業団体等（平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号のハに規定する基準に適合する農業者の組織する団体をいう。）であって、7ha（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては4ha）以上の経営等農用地を集積する者

(オ) その他市町村長が特に認める担い手

キ カの(ア)の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。

ク カの(イ)及び(ウ)の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第32条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第33条第1項の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。

ケ カの(イ)及び(ウ)の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。

コ 本事業の用途基準は、第11の1の(4)に準ずるものとする。

サ 別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の別表の3に定める集積団地要件とは、同一の担い手の経営等農用地であって1ha以上のまとまりを有するものをいう。

また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

(イ) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

(ウ) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(エ) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

- (オ) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
 - (カ) その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの
- (3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等（別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。）の完了後も行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地のうち集積団地要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。
- (4) 高度土地利用調整指導支援は、次によるものとする。
- ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度までとする。
ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整支援又は耕地利用高度化推進支援を実施する場合に限って実施することができるものとする。
 - イ 助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- (5) 高度土地利用調整調査・調整支援は、次によるものとする。
- ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度までとする。
 - イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
 - ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調査・調整支援の実施年数を乗じた額とする。
 - (ア) 60ha未満の場合にあっては、1,500千円
 - (イ) 60ha以上200ha未満の場合にあっては、2,000千円
 - (ウ) 200ha以上の場合にあっては、4,000千円
- (6) 高度経営体集積促進支援は、次によるものとする。
- ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手の経営等農用地面積を除いた面積に対する提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となること。
 - イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
 - ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
 - エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
 - (ア) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
 - (イ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
 - (ウ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
 - (エ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035
 - (オ) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040
 - (カ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045
 - (キ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.050
- (7) 高度経営体面的集積促進支援は、次によるものとする。
- ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体面的集積向上率」という。）が15%以上となること。
 - イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
 - ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体面的集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
 - エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
 - (ア) 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあっては、0.020
 - (イ) 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあっては、0.030
 - (ウ) 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあっては、0.040
 - (エ) 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.050
 - (オ) 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.060
 - (カ) 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.070
 - (キ) 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.075
- (8) 耕地利用高度化推進支援は、次によるものとする。
- ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までとする。
 - イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標

年度までにおいて実施するものとする。

ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。

(9) 本要件類別の事業メニュー⑫の(5)から(6)までに該当する事業は、別表の2の要件類別6の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。

ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。

イ 基盤整備地区において、整備基本構想が定められており、かつ、市町村が耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この要件類別において「整備計画」という。）を作成していること。

ウ 耕作放棄地等（本別表の要件類別欄4の要件等欄の2の（5）に規定する農地をいう。）について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。

(10) 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援は、次によるものとする。

ア 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援のうち「ウ 技術支援」及び「エ 営農支援」については、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に対して実施するものとする。

イ 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度までとする。

ウ 助成は、エに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に耕作放棄地解消支援の実施年数を乗じた額とする。

(ア) 60ha未満の場合にあつては、1,500千円

(イ) 60ha以上200ha未満の場合にあつては、2,000千円

(ウ) 200ha以上の場合にあつては、4,000千円

(11) 耕作放棄地面的集積促進支援は、次によるものとする。

ア 耕作放棄地面的集積率（生産基盤整備事業等の受益面積に占める担い手に面的集積（本別表の要件類別欄6の要件等欄の4の要件の（2）のサに規定する集積団地要件を満たすものをいう。）される耕作放棄地の割合をいう。）が4%以上となること。

イ 本事業の実施に当たっては、耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ウ 計画主体は、耕作放棄地面的集積率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて確認することとし、耕作放棄地面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。

エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(ア) 耕作放棄地面的集積面積が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020

(イ) 耕作放棄地面的集積面積が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030

(ウ) 耕作放棄地面的集積面積が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040

(エ) 耕作放棄地面的集積面積が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050

(オ) 耕作放棄地面的集積面積が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060

(カ) 耕作放棄地面的集積面積が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070

(キ) 耕作放棄地面的集積面積が10%以上の場合にあつては、0.075

(12) 耕作放棄地活用推進支援は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(13) 耕作放棄地活用推進支援は、次によるものとする。

ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までとする。

イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。

(14) その他

ア 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成16年度までに採択された農地等高度利用促進事業の基盤整備事業の担い手育成型の地区、平成18年度までに元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下この要件類別において「元気交付金実施要綱」という。）の第3の3の(4)に基づき承認を受けた元気な地域づくり計画の基盤整備地区（元気交付金実施要綱別紙の2のメニュー欄の8の(3)農業経営高度化支援の要件欄の1の(1)に規定する基盤整備地区をいう。）又は平成19年度以降に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）の第4の2に基づき決定された交付金の交付対象となる活性化計画の基盤整備地区（別表の2の要件類別6の要件欄の1に規定する基盤整備地区をいう。）であつて、別表の2の要件類別6の要件欄の1の(2)のアのアクションプログラムが作成されていないものについては、同欄の1の(2)のアを「認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域農業マスタープラン（経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する計画等をいう。）に定める目標割合以上となること。」と読み替えるものとする。

イ 元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー」欄の6の農地基盤整備推進対策活動

促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施し、又は平成18年度以降に都道府県が国の助成を受けずに生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施する場合にあっては、(1)のウの規定を、「交付対象計画の決定時とは、元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー欄」の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、農地基盤整備推進対策活動支援又は土地利用調整支援の採択時とする。」と読み替えるものとする。

ウ 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成14年度までに採択された基盤整備事業の担い手育成型の地区であって、高度化支援を実施するものについては、別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の「市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に定める目標年度」を「市町村が作成する農業農村活性化計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。

エ ウの地区については、(6)のアに規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。

オ ウの地区については、(6)のエの規定にかかわらず、高度経営体集積促進支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

- (ア) 高度経営体集積向上率が5%以上10%未満の場合にあっては、0.005
- (イ) 高度経営体集積向上率が10%以上15%未満の場合にあっては、0.010
- (ウ) 高度経営体集積向上率が15%以上20%未満の場合にあっては、0.015
- (エ) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
- (オ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
- (カ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
- (キ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035
- (ク) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040
- (ケ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045
- (コ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.050

カ ウの地区については、(4)のア及びイ、(5)のア及びイ、(6)のウ、(8)のア及びイに規定する「促進計画に定める目標年度」を「促進計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。

キ 経営体育成促進事業実施要領の一部改正について（平成17年4月1日付け16農振第2015号農村振興局長知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領の第2、第3、第4、第5又は第6に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、同要領の第9の1の(2)の報告を平成19年度以降に行うこととしていた地区については、同要領の第9の1の(2)の規定はなお従前の例による。

7

1 事業内容

本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑬地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑬地形図作成	農地整備事業等（別表の2の要件類別7の要件欄の1の農地整備事業等をいう。）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤区画整理を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となるべき地形図の地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化。

2 要件

- (1) 本要件類別に該当する事業の実施期間は原則として1年とする。
- (2) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費の使途基準は、第11の1の(5)によるものとする。

8

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、別表の1の要件類別欄に8が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

なお、本要件類別に該当する事業内容は、換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省農林水産省構造改善局長通知）、集落整備地域換地設計実施要領（昭和63年8月30日付け63構改B第710号農林水産省構造改善局長通知）、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」という。）、交換分合実施要領（平成10年5月20日付け10構改B第167号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「交換分合実施要領」という。）又は交換分合推進計画実施要領（平成2年6月7日付け2構改B第807号農林水産省構造改善局長通知）に基づくものとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑭農用地等集団化	1 換地計画書作成

(1)換地計画		2 分筆・相続等代位登記 3 国有地払下げ処理 4 換地計画決定 5 換地処分 6 換地処分登記	
(2)集落整備地域換地設計		1 従前地図面作成 2 従前地調査、同整理集計 3 土地評価、非農用地換地手法の検討、換地基本設計の作成、啓蒙普及、意向調査 4 換地設計基準の作成	
(3)経営体育成促進換地等調整	必須業務	1 地区内農地等状況調査 4 合意形成促進 5 地区内アンケート調査 7 地域営農構想作成 12 換地設計基準作成	
	選択業務	2 農用地集団化促進基本計画作成 3 従前地面積測定 6 地区内ゾーン設定 8 経営体育成方針作成 9 創設農用地・増歩換地調整 10 非農用地換地関係調整 11 交換分合基準含み換地調整 13 換地計画素案作成 14 経営体育成換地調整	
(4)交換分合	交換分合推進計画		1 農地集団化推進計画の作成 2 交換分合推進モデル計画の作成
	第1年度	基本型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定
		（土地利用秩序形成業務のみ）	非農地的土地需要との調整指針・利用区分に係る土地利用区分の基本方針の策定
		（農地売買等事業関連業務のみ）	農地中間管理機構の保有する農用地の育成すべき経営体への集積に関する方針の策定
		（耕作放棄地活用業務のみ）	耕作放棄地を活用した農用地の集団化の方法に関する方針の策定
		地域水田農業整備型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定、畑地転換区域及び田畑輪換区域の概定、経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
	第2年度	基本型交換分合	経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
		（土地利用秩序形成業務のみ）	非農用地予定地を含む評価方針の検討・作成、土地利用区分の協議調整及び区分図作成
		（耕作放棄地活用業務のみ）	耕作放棄地の取り扱い協議調整、復元工事に係る事業計画の検討・作成及び工事の実施に係る調書作成
		（換地処分併せ業務のみ）	換地計画原案との調整
地域水田農業整備型交換分合		経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成	

	第3年度	基本型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成
		(土地利用秩序形成業務のみ)	土地利用区分調書の作成
		(耕作放棄地活用業務のみ)	耕作放棄地の復元に係る調書
		(換地処分併せ業務のみ)	換地計画原案との調整
(5) 交換分合 附帯農道 等整備	農道整備事業		農道の新設又は変更
	客土事業		農用地につき行う客土又は畑地の層厚調整工
	暗渠排水事業		農用地につき行う暗渠の新設又は変更
	農業用排水施設整備事業		農業用排水施設新設又は変更
	ほ場均平事業		農用地につき行う畦畔除去、畦畔築立又はほ場均平工
	耕作放棄地復元事業		耕作放棄地の復元に係る伐採、整地、土壌改良等
土地利用調整 ④土地利用調整			
(1) 交換分合	第1年度	基本型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定
		(土地利用秩序形成業務のみ)	非農業的土地需要との調整指針・利用区分に係る土地利用区分の基本方針の策定
	第2年度	基本型交換分合	経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
		(土地利用秩序形成業務のみ)	非農用地予定地を含む評価方針の検討・作成、土地利用区分の協議調整及び区分図作成
	第3年度	基本型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成
		(土地利用秩序形成業務のみ)	土地利用区分調書の作成
(2) 交換分合 附帯農道 等整備	農道整備事業		農道の新設又は変更
	客土事業		農用地につき行う客土又は畑地の層厚調整工
	暗渠排水事業		農用地につき行う暗渠の新設又は変更
	農業用排水施設整備事業		農業用排水施設新設又は変更
	ほ場均平事業		農用地につき行う畦畔除去、畦畔築立又はほ場均平工

(注1) 交換分合（事業メニュー欄の④農用地等集団化のうち(4)交換分合（交換分合推進計画を除く。）及び④土地利用調整のうち(1)交換分合をいう。以下この要件類別において同じ。）の各年度の業務の実施に当たっては、

該当する事業の内容欄によることを基本とするが、地区の実情に応じて各年度の業務を複数年にわたって実施することを妨げない。

(注2) 事業メニュー欄の㉔土地利用調整は、同欄の㉒農用地等集団化と併せ行うことができる。

2 要件

(1) 1の表の事業メニュー欄の㉒農用地等集団化((5)交換分合附帯農道等整備のうち耕作放棄地復元事業を除く。)を実施する場合にあっては、土地改良法、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところによるものとする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉔土地利用調整の(1)交換分合を実施する場合にあっては、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)その他の法令に定めるところによるものとする。

(3) 次のアからオまでを実施する場合の対象地区は、それぞれに定める要件を満たす地区とする。

ア 換地計画

事業地区の換地業務につき補助が打ち切られ、いまだ換地業務が完了していない事業地区(換地区を定めたときはその区)のうち、換地業務未了の原因が事業実施主体の責に帰することのできないものであり、かつ、その原因が除去されることにより交付対象年度内に換地処分登記の申請を行うことができる見通しにある事業地区であること

イ 集落整備地域換地設計

集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第7条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる換地計画を定める土地改良事業を予定している地区等であって、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの

ウ 経営体育成促進換地等調整

換地計画を定める土地改良事業を予定している地区(経営体育成換地調整(経営体育成促進換地等調整事業実施要領の4の(14)に規定する業務をいう。)にあっては、換地計画を定める土地改良事業を実施している地区)であって、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの(換地区も分ける予定のときはその区)

エ 交換分合推進計画

おおむね旧市町村の区域(昭和25年2月1日における市町村の区域をいう。)であって、農業の動向、区画整理等の工事の実施見通し、農用地の分散状況等からみて、計画的に交換分合を推進する必要があるもの

オ 交換分合附帯農道等整備

(ア) 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資するものであること。

(イ) 耕作放棄地復元事業を行う農用地については、市町村が作成する人・農地プランで耕作放棄地を解消することとして位置付けられた地域であること。

(ウ) 北海道において行う交換分合について、以下のa～dまでの要件の全てを満たす場合、酪農又は酪農畑作地域等酪農経営を主体とする地域において酪農経営を主体とする農家が交換分合計画に基づき移転する場合にあっては、農家住宅及び農業経営施設等の移転に係る解体、運搬、整地工及び施設設置(以下この要件類別において「移転等」という。)並びに酪農経営基本施設(畜舎、飼料貯蔵施設、農機具庫及びふん尿貯留施設をいう。)の整備について交付するものとする。

なお、上記以外の場合にあっては、移転等について交付するものとする。

a 本事業の実施地域の平均農業経営面積がおおむね5ha以上であること。

b 交換分合計画において集団化率がおおむね50%以上であること。

c 農家住宅及び附帯施設の移転距離は、交換分合計画区域内においておおむね1,000メートル以上であること。

d 交換分合計画区域内において移転農家の波及率はおおむね50%以上を目標とすること。

(注) 波及率 = $\frac{\text{農家住宅等の移転関連 農家数}}{\text{交換分合計画区域の全 農家数}} \times 100$

(4) 農地売買等事業関連業務(交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。)及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務(交換分合実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。)を実施する場合は、別表の2の要件類別8の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。

ア 農地売買等事業関連業務

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、育成すべき経営体の経営規模の拡大が図られること。

イ 換地処分併せ業務

受益面積がおおむね5ha以上であること。

(5) 対象面積については、交換分合の場合にあっては当該交換分合を行おうとする地域の面積、換地計画の場合にあっては換地計画に係る面積、集落整備地域換地設計及び経営体育成促進換地等調整にあっては換地計画を定める土地改良事業を予定している地区(経営体育成換地調整にあっては、一時利用地の指定を行うか、又は行った地域)の面積とする。

(6) 本要件類別に該当する事業の実施にあたっては、以下の目標を達成するよう努めるものとする。

ア 集団化率はおおむね40%以上を目標とするものとする。ただし、以下の業務等を実施する場合にあっては、それぞれに定める率を目標とするものとする。

(ア) 農地売買等事業関連業務を実施する場合にあっては、経営規模拡大率がおおむね20%以上

(イ) 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあっては、集団化率がおおむね20%以上

(ウ) 中山間地域等保全型交換分合(傾斜1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の1/2以上を占める一定

の地域で行う交換分合であって、交換分合実施要領の第3の4に規定する事業のうち、農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官通知）に基づき実施するものに限る。以下この要件類別において同じ。）については、集合率がおおむね20%以上

イ 交換分合を実施する場合にあつては、移動率はおおむね20%以上を目標とするものとする。ただし、以下により実施する場合にあつては、それぞれに定める率を目標とするものとする。

(ア) 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあつては、移動率がおおむね10%以上

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行うもの、樹園地を主体とした農用地及び急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上の地域をいう。）において行うもの又は中山間地域等保全型交換分合にあつては10%以上

ウ 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあつては、交換分合計画の対象地域の耕作放棄地がおおむね80%以上解消することを目標とするものとする。

エ 地域水田農業整備型交換分合（交換分合実施要領の第3の3に規定する事業をいう。以下この別表において同じ。）を実施する場合にあつては、増加率がおおむね30%以上を目標とするものとする。

オ ア及びイについて、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(ア) 換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務を実施する場合。なお、この場合にあつては、交換分合計画との調整又は反映により作成又は変更された換地計画原案の集団化率がおおむね40%以上となることを目標とするものとする。

(イ) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「ガイドライン」という。）第13の3の(5)の計画をいう。）の策定又は変更に併せて、土地利用秩序形成業務（交換分合実施要領の第3の2の(1)に規定する業務をいう。）を、当該計画の対象となる農業集落の区域のうち次に掲げる区域において実施する場合

a 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの（ガイドライン第13の1の(5)の③に規定する土地をいう。）の区域以外の農用地保全区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する農用地保全区域をいう。）

b 非農用地予定区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する非農用地予定区域をいう。）

(ア) (イ)の(6)の集団化率等及び(イ)の移動率の算定に当たっての考え方等は、次のとおりとする。

ア 集団化率

$$(ア) \text{ 集団化率} = \frac{p - q}{p - n} \times 100$$

従前の団地数 = p 後の団地数 = q

地区内の耕作者数 = n

ただし、地域水田農業整備型交換分合を実施する場合の集団化率の算定は以下のとおりとする。

$$\text{集団化率} = \frac{p - (q - m)}{p - n} \times 100$$

従前の団地数 = p 後の団地数 = q

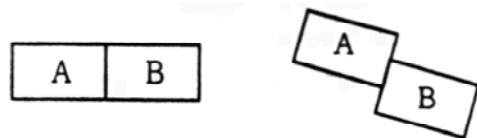
地区内の耕作者数 = n

交換分合後に稲作区域と畑地転換等区域の双方に耕作地を有する耕作者数 = m

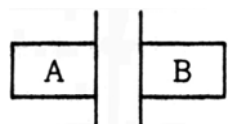
(イ) 団地数の計算

団地とは、農業機械作業の段階における耕作の作業が中断されないで、継続できる農用地の集まりであつて、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

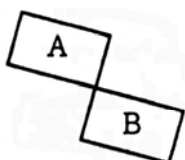
a 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



b 二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合



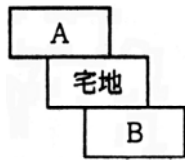
c 二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合



d 段状をなし ている二つ以上の土地の高低の差が作業の継続に差支えない場合



e 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



なお、a、b、cにあつては、dの場合を満たしているものとする。

イ 移動率

$$\text{移動率} = \frac{B}{A} \times 100$$

本事業の実施地域の面積 = A 移動面積 = B

ウ 経営規模拡大率

$$\text{経営規模拡大率} = \frac{D}{C} \times 100$$

交換分合実施前に育成すべき経営体が経営する農用地の面積 = C

交換分合実施後に育成すべき経営体が規模を拡大した面積 = D

エ 増加率

$$\text{増加率} = \frac{(G/H) - (E/F)}{(E/F)} \times 100$$

育成すべき経営体の従前の面積 = E

育成すべき経営体の従前の団地数 = F

育成すべき経営体の後の面積 = G

育成すべき経営体の後の団地数 = H

オ 集合率

$$(7) \text{ 集合率} = \frac{p-q}{p-n} \times 100$$

従前の集合地数 = p 後の集合地数 = q

地区内の耕作者数 = n

(イ) 集合地数の計算

「集合地」とは、一体として管理することができる農用地の集まりであつて、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

a 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合

(7)のアの(イ)のaに準ずる。

b 二つ以上の土地が農道又は水路で接続している場合

(7)のアの(イ)のbに準ずる。

c 二つ以上の土地が各々一隅で接続している場合

(7)のアの(イ)のcに準ずる。

d 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合

(7)のアの(イ)のeに準ずる。

カ アからオまでに定める集団化率等の算定においては、所有権又は利用権の交換のほか、新たな利用権の設定又は農作業の受託により団地化する農用地は、団地数及び移動面積に含めるものとする。

(8) 交換分合を実施する事業実施主体は、都道府県知事に対する交換分合計画の認可申請を交換分合最終年度の業務を完了した翌年度末までに行うものとし、換地計画を実施する事業実施主体は、関係登記所に対する換地処分登記の申請を換地計画に係る交付を受けた年度の翌年度末までに行うものとする。

(9) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費は、1の表の事業メニュー欄の㊸農用地等集団化及び㊹土地利用調整の実施に要する経費及び附帯事務費とし、その用途基準は第11の1の(5)によるものとする。

9 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備とし、別表の1の要件類別欄に9が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備	

⑩農業集落道	農業集落周辺における農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備
簡易給排水施設 ⑬飲雑用水施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備
防災安全施設 ⑭防災安全施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑮交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設の整備及びこれらに類する施設の整備
農林漁業体験施設 ⑯農林漁業体験施設	地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備
自然環境等活用交流学习施設 ⑰自然環境保全・活用施設	土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
農地等補完保全整備 ⑱小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整備 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地
景観・生態系保全整備 ⑲景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及びため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 用水路、ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） (キ) その他生態系の保全施設

2 要件

1の表の事業メニュー欄の⑲景観・生態系保全整備以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の⑲景観

・生態系保全整備のいずれかの事業とあわせて行うものとする。

10

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ⑤産地振興追加補完整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)区画整理 (4)暗渠排水 (5)土層改良 (6)農用地造成 (7)農地保全 (8)営農用水施設 (9)生産環境整備 (10)生産技術高度化施設 (11)農作物被害防止施設 (12)附帯整備 (13)基本条件確保整備	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破砕、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(4)に掲げる事業及び区分の欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。） 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の施設及びこれらの附帯施設 農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設 事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備 事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備
生産機械施設 ⑩高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑮農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑰農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑩高生産性農業用機械施設、⑮農林水産物処理加工施設及び⑰農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別10の基本国費率欄の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備とする。

4 要件

(1) 本要件類別に該当する事業に、二つの型を置き、1の表の事業メニュー欄の⑤産地振興追加補完整備を一般型の事業と、⑤産地振興追加補完整備、⑩高生産性農業用機械施設、⑮農林水産物処理加工施設及び⑰農林水産物集出荷貯蔵施設を実需者連携型の事業とする。

(2) 事業メニュー欄の⑤産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。

- ア 土地改良施設及び営農用水施設（以下この要件類別において「土地改良施設等」という。）に対する追加的な整備
- イ 土地改良施設等の機能を補完するための整備
- ウ 土地改良施設等を利用した整備
- エ 土地改良施設等の機能向上を伴う更新整備

オ 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備

カ 不要施設の廃止

キ 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）

(3) 畜産農家が活用できる支援メニューは㉔産地振興追加補完整備の（8）に限る。

(4) 本要件類別に該当する事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の(1)に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知）別表の事項の1の（6）の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

(5) 本要件類別に該当する事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 畑地（不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。

イ 対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われている等、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。

ウ 当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。

(6) 本要件類別に該当する事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 畑作物を対象とすること。（水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。）

イ 生産者、実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。）及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、以下の内容を含む計画が定められていること。

① 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し

② 実需者の農畜産物の需要の見通し

③ 各年度における取組内容が明記された年次計画（最低3年間）

(7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、㉔高生産性農業用機械施設、㉕農林水産物処理加工施設及び㉖農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか（以下この要件類別において「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

(8) 1の表の事業メニュー欄の(13)基本条件確保整備は、事業メニュー欄の(1)から(12)までの整備を実施する地区（以下「本体整備地区」という。）の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。

ア 本体整備が実施されている行政区内であること。

イ 本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要性が認められること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

① 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること（この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは、基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。）。

② 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること（この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ、本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。）。

③ その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。

(9) ㉔高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、次の要件を満たすこととする。

農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。

① 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数÷年間管理費」以下であること。

② 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

③ 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。

(10) ㉔高生産性農業用機械施設、㉕農林水産物処理加工施設及び㉖農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。

1 1 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、別表の1の要件類別欄に1 1が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設又は改良
農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 暗渠排水 (4) 客土 (5) 区画整理 (6) 土壌改良 (7) 農地造成 (8) 農用地保全防災	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備

2 基本国費率

別表の2の要件類別11の基本国費率欄の基本国費率5.5/10以内が適用される別表の3に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑩連絡農道、⑥小規模農林地等保全整備の(1)の農業用排水施設、(5)の区画整理、(7)の農地造成又は(8)の農用地保全防災（この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。）を実施する場合であって、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

- (1) 農業生産基盤、別表の1の(2)に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要のある地域であること。
- (2) 地域資源の効率的な利用を図ることができるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
- (3) 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

3 要件

別表の2の要件類別11の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、本要件類別に該当する事業の実施に当たって、自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等（別表の2の要件類別9の交付額算定交付率欄の五法指定地域等をいう。）以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

1 2 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産機械施設の整備とし、別表の1の要件類別欄に12が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑩新規作物導入支援施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑪育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備
⑫農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑬営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備
⑭高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備
⑮農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及び附帯施設の整備
⑯農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設	

⑳農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉑乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粃すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
㉒農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者技術習得管理施設 ㉓新規就農者技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉕リサイクル施設	家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉖自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑩新規作物導入支援施設から㉒農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別12の基本国費率欄の別表の3に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

第2の4の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体（森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興整備交付金）（平成25年5月16日付け25林政経第107号林野庁長官通知。以下この要件類別において「林業交付金運用通知」という。）の別表1の12の(2)の①のエに規定する木材関連業者等の組織する団体をいう。）が本要件類別に該当する事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の12の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

4 要件

(1) 別表の2の要件類別12の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉔地域連携販売力強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

(2) 別表の2の要件類別12の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

ア 事業実施主体は、特定市町村、農業協同組合、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下この別表において「特定農山村法」という。）第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされた地方公共団体等が出資する法人とする。

イ リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会（以下この要件類別において「選定委員会」という。）の認定を受けた農業者とする。

この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは、農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであること等の基準により認定するものとする。

ウ 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であること。

エ 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数÷年間管理費」以下であること。

オ 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであること。

カ 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

キ 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の

禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、契約の締結に当たっては、あらかじめ、計画主体と協議するものとする。

1 3 1 事業内容

本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑮林道・作業道の事業内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑮林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良

2 要件

別表の2の要件類別13の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

1 4 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産施設及び木材を活用した施設の整備とし、別表の1の要件類別欄に14が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑲林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備
⑳特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉑木材利活用促進施設	都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備及び木質内装による模様替え並びに附帯施設の整備

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑲林業機械施設及び⑳特用林産物生産施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。

3 要件

(1) 別表の2の要件類別14の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉑木材利活用促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

(2) 別表の2の要件類別14の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

ア 既存施設の有効利用等を図る観点から、改築又は木質内装の模様替えに当たり、木材を使用する施工部分について交付対象とする。

イ 国庫補助事業（国の負担又は補助を得て実施する事業をいう。以下この別表において同じ。）により取得し、又は効用の増加した施設（以下この別表において「補助施設」という。）本体の改築については10年以上、附帯施設については5年以上経過していることを条件とする。

ウ 補助施設において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、同法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。

1 5 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした漁業の振興のために必要な生産施設の整備とし、別表の1の要件類別欄に15が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉒種苗生産・蓄養殖施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施設及び附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉓農林水産物集出荷貯蔵施設	漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件
別表の2の要件類別15の要件欄の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

16 1 事業内容
本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の㊸地域資源活用起業支援施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用起業支援施設 ㊸地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等地域に賦存する資源を活用した多様な就業所得機会の創出に必要となる施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件
別表の2の要件類別16の要件欄の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

17 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要となる施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に17が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㊹都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内・情報受発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及び附帯施設の整備
㊺地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及び附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ㊻農林漁業体験施設	農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等の整備及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㊼農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件
別表の2の要件類別17の要件欄の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。
イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊹都市農山漁村総合交流促進施設、㊺地域資源活用交流促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

18 1 事業内容
本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の㊽教養文化・知識習得施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
自然環境等活用交流学習施設 ㊽教養文化・知識習得施設	自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備

2 要件
(1) 別表の2の要件類別18の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。
(2) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。
(3) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するも

のとする。

19

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に19が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載しているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ①連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設、改良
地域資源活用総合交流促進施設 ⑦廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用し新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ⑤自然環境保全・活用施設	農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備
農地等補完保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗渠排水 (4)客土 (5)区画整理 (6)土壌改良 (7)農地造成 (8)農用地保全 (9)小規模林地整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 林道及び作業路の開設改良及び森林の保全管理並びにこれらの附帯施設の整備

2 要件

(1) 別表の2の要件類別19の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に⑦廃校・廃屋等改修交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

(2) 別表の2の要件類別19の要件欄の2の別表の3に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備の(9)小規模林地整備の事業の内容欄の森林の保全管理とする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の⑦廃校・廃屋等改修交流施設の事業の実施に当たり、被災者等を支援することを目的として、被災者等に貸し付ける場合にあっては、最長5年間の期間を設定するものとする。

20

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に20が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良及び附帯施設の整備
簡易給排水施設 ③飲雑用水施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備
防災安全施設 ④防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯

	及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑳交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備
農林漁業体験施設 ㉑農林漁業体験施設	地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備
自然環境等活用交流施設 ㉒自然環境保全・活用施設	土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
農地等補完保全整備 ㉓小規模農林地等保全整備 (1)農地の簡易な整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整地 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備 (6)耕作放棄地利活用整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)の整備に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行う。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行う。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）
景観・生態系保全整備 ㉔景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持又は改善するための法面・畦畔被覆及びこれらに類する施設の整備 イ 土地改良施設等が有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための生態系保全施設の整備 ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

2 要件

(1) 別表の2の要件類別20の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉑交流活動基盤施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

(2) 本要件類別に該当する事業（ただし、㉓小規模農林地等保全整備のうち(1)から(4)の事業を除く。）を実施する場合、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の㉓小規模農林地等保全整備のうち(1)農地の簡易な整備及び(2)土地改良施設の整備については、別表の2の要件類別20の要件欄の1の(2)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものであることとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とするものとする。

21

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に21が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に

記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、改修及び附帯施設の整備
簡易給排水施設 ⑪簡易給水施設	農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設及び附帯施設の整備
⑫簡易排水施設	し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備

2 基本国費率

別表の1の要件類別2-1の基本国費率欄の別表の3に定める場合とは、原則として、別表の1の事業メニュー欄の⑩農業集落道を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

- (1) 農業生産基盤、別表の1の(2)に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要のある地域であること。
- (2) 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
- (3) 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

3 要件

- (1) 別表の2の要件類別2-1の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別1-1の要件等欄の3に準ずるものとする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑪簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の⑫簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。
 - イ 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。

2-2 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に2-2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域住民活動支援促進施設 ⑬高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び附帯施設の整備
⑭健康管理等情報連絡施設	情報端末機器等高齢者の農林漁業関連の活動促進のための健康管理通信施設等及び附帯施設の整備

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別2-2の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別1-1の要件等欄の3に準ずるものとする。
- (2) 別表の2の要件類別2-2の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。
 - ア ⑬高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設
 - 1の表の事業メニュー欄の⑬高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、次によるものとする。
 - (ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。
 - (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

イ ㊸健康管理等情報連絡施設

1の表の事業メニュー欄の㊸健康管理等情報連絡施設の整備に当たっては、事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局、厚生担当部局、教育委員会等からなる在宅健康管理システム推進委員会を設置し、利用者の選定基準の作成及び選定の判定並びに利用料金の設定等を行うものとする。

23 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資することを趣旨とし、別表の1の要件類別欄に23が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
新規就業者技術習得管理施設 ㊸林業技術研修施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㊸都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
㊸廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ㊸農林漁業体験施設	木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㊸農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㊸自然環境保全・活用施設	林間広場等及び附帯施設の整備
㊸教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化施設、環境展示施設等及びこれらの附帯施設
地域資源循環活用施設 ㊸リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
㊸自然・資源活用施設	バイオマス熱電供給設備、小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㊸高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㊸景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの附帯施設の整備

24 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設とし、別表の1の要件類別欄に24が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㊸地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ㊸農林漁業体験施設	木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備

自然環境等活用交流学习施設 ④農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
⑤自然環境保全・活用施設	林間広場施設（森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等）及び森林空間管理施設（総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等）等及びこれらの附帯施設の整備
⑦教養文化・知識習得施設	林業・山村の理解を促進するための動植物観察施設、森林科学館等及びこれらの附帯施設の整備

2 事業実施主体

(1) 別表の2の要件類別24の事業実施主体欄の農林漁業者等の組織する団体及び特定地方公共団体等が出資する法人に関しては、第2の1及び2に規定するほか、次によるものとする。

ア 農林漁業者等の組織する団体及び特定地方公共団体等が出資する法人は、会社（会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第2項に規定する会社をいう。）を除くものとし、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

イ 農林漁業者等の組織する団体及び特定地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限るものとする。

(2) 別表の2の要件類別24の事業実施主体欄の森林組合が、収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、森林組合系統による取組の推進のための事務手続について（平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別欄24の基本国費率欄の別表の3に定める場合及びその定める率とは、1の事業メニュー欄の⑤自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の簡易給排水施設（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に定める貯水槽に該当するものを除く。）及びその附帯施設を整備する場合であって、4/102/3）とする。

4 要件

(1) 別表の2の要件類別24の要件欄の1の別表の3に定める施設とは、1の事業メニュー欄の⑤自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下この要件類別において単に「連絡道等」という。）とする。

(2) 別表の2の要件類別24の要件欄の2の別表の3に定める要件とは次のとおりとする。

ア 本要件類別に該当する事業は、原則として木造とする。

イ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。

ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

ウ 本要件類別に該当する事業（連絡道等を除く。）の実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。

エ 1の事業メニュー欄の⑤自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

オ 1施設当たりの総事業費は、15億円を上限とする。

25

1 事業内容

本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑩木材利活用促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ⑩木材利活用促進施設	姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備及び木質内装の模様替え並びにこれらの附帯施設の整備

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別25の要件欄の4の別表の3に定める要件とは次のとおりとする。
- ア 整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設は対象としない。
- イ 他府省の所管の国庫補助事業の対象となっている施設等については対象としない。
- ウ 1施設当たりの総事業費は、15億円を上限とする。

26

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮、安全で安心した暮らしの実現の確保など漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に26が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設 ㉓簡易排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔飲雑用水施設	飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設（配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。）の整備
防災安全施設 ㉕防災安全施設	漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設の耐震強化や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉖都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等多様な機能を併せ持つ総合交流施設及び附帯施設の整備
㉗廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園などの改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
㉘地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設並びにこれらの附帯施設の整備
㉙地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ㉚農林漁業体験施設	自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉛農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
㉜自然環境保全・活用施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明等の施設並びにこれらの附帯施設の整備
㉝教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解を促進に資する伝統文化、自然観察等の学習を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉞地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用し地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林や増殖場、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉟リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
㊱自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設並びにこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㊲高齢者・女性等地域	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の

住民活動生活支援促進機械施設	整備
㉓船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㉗景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及び歴史伝承施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

(1) 別表の2の要件類別26の要件欄の1の別表の3に定める場合とは、次のとおりとする。

ア 1の表の事業メニュー欄の㉒防災安全施設、㉑地域資源活用交流促進施設、㉔地域連携販売力強化施設、㉙リサイクル施設及び㉖自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設について、次の要件に該当する場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を実施地域の対象とすることができる。

(ア) 1の表の事業メニュー欄の㉓防災安全施設、㉙リサイクル施設及び㉖自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設については、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実であるものであること。

(イ) 1の表の事業メニュー欄の㉔地域連携販売力強化施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものであること。

(ウ) 1の表の事業メニュー欄の㉑地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下この要件類別において「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであること。

イ 1の表の事業メニュー欄の㉖自然環境保全・活用施設及び㉔地域資源活用起業支援施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものについては、海域も実施地域の対象とすることができる。

(2) 別表の2の要件類別26の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

ア 海洋深層水体験施設は、次の条件を全て満たすものとする。

(ア) 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ、体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。

(イ) 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。

(ウ) 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。

イ 1の表の事業メニュー欄の㉑農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。

また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。

ウ 1の表の事業メニュー欄の㉖自然・資源活用施設の事業の内容欄のア及びイの施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のアの実施要件欄に掲げる施設とする。

エ 1の表の事業メニュー欄の㉗景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

27 1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等して住みよい環境づくりを推進するために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に27が掲げられる事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農山漁村定住促進施設 ㉕農山漁村定住促進施設	新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下この要件類別において「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉙集落拠点強化施設	農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの付帯施設の整備等

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別27の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別11の要件欄の3に準ずるものとする。
 - イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉟集落拠点強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 別表の2の要件類別27の要件欄の2の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の㉞農山漁村定住促進施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (7) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。
 - (4) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
 なお、被災者等を支援することを目的として、被災者等に貸し付ける場合にあっては、最長5年間の期間を設定するものとする。
 - イ 1の表の事業メニュー欄の㉟集落拠点強化施設については、以下のとおりとする。
 - (7) ㉟集落拠点強化施設については、空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
 - (4) ㉟集落拠点強化施設は、原則として集落拠点強化施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下この要件類別において「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下この要件類別において「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
 - (7) 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む）は、㉟集落拠点強化施設として整備する場合に限るものとする。
 なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
 - (エ) ㉟集落拠点強化施設に係る既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
 - ① 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
 - ② 更新する既存施設等は、㉟集落拠点強化施設としての機能を補完又は分担するものであること。
 - ③ 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
 - (オ) 補助施設において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、同法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続きを行うものとする。
 - (カ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局（農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等）からなる推進体制の整備に努めるものとする。

28

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、新規需要米（米粉・飼料用米等）の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉑高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉒農林水産物処理加工施設	新規需要米（米粉・飼料用米等）の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備
㉓乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調整貯蔵施設に必要な乾燥機、舂すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
㉔農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規需要米生産製造連携支援 ㉕新規需要米生産製造連携支援	新規需要米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、施設整備と併せて行う新規需要米の定着拡大に必要な活動支援

2 事業実施主体

事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を行う認定事業者でなければならない。

3 要件

- 別表の2の要件類別28の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。
- (1) 第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合には、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。
- (2) ㉔高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

29

1 事業内容

本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の㉔自然・資源活用施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源循環活用施設 ㉔自然・資源活用施設	農業農村活性化のために整備された施設等にバイオマス、水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを供給する施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別29の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第10の3に定める復興交付金事業計画の実績に関する評価の実施の際に評価を行うこととする。
- (2) 発電施設については、別表1の事業名欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設及び自然環境等活用交流学習施設に附帯する施設とする。

30

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地（以下この要件類別において「無許可転用農地」という。）について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合に必要な土地の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等 保全整備	無許可転用農地において農地法第51条第1項に規定する原状回復等の措置として行う障害物の除去、整地、客土、畦畔の改修等

2 要件

- 別表の2の要件類別30の要件欄の3の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。
- (1) 無許可転用農地について、農地法第51条第3項第2号に該当するとして、事業実施主体が自ら同条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合であって、同項に規定する違反転用者等（以下この要件類別において「違反転用者等」という。）を確知することができないため、当該原状回復等の措置を講じた後遅滞なく当該原状回復等の措置に要する費用を徴収することが見込めない場合であること。
- (2) 事業実施主体が、違反転用者等を確知するために必要な活動を継続して行うことが確実であると認められること。
- (3) 当該原状回復等の措置に要する費用が200万円を超えることが確実であると認められること。

31

1 事業内容

- 本要件類別に該当する事業の内容は、次のとおりとする。
- (1) 融資主体型支援
主として融資機関から行われる融資（以下この要件類別において「農山漁村活性化融資」という。）を活用し、次表の事業の内容欄に記載されている機械施設の導入（以下この要件類別において「整備事業」という。）を行う場合において、当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分についての助成
- (2) 追加的信用供与支援
(1)の融資主体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下この要件類別において「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費についての助成

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉖新規作物導入支援施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉗育苗施設	水稲、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備
㉘農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれ

	らの附帯施設の整備
⑲営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備
⑳高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備（ただし、戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。）の生産拡大を図る上で必要不可欠な農業用機械であって、当該戦略作物の処理加工等の施設整備と一体的に整備することが活性化計画の目標達成の上から必要と計画主体が特に認める場合にあっては、整理合理化通知の別表第1に対象作物ごとに記載された機械について、別表第1の要件にかかわらず助成対象とできるものとする。）
㉑農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及び附帯施設の整備
㉒農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備
㉓林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要の機械施設及び附帯施設の整備
㉔特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備
㉕種苗生産・蓄養殖施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施設及び附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉖農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉗乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粳すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
㉘農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉙受入機能強化施設	農林水産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備

2 基本国費率

別表の2の要件類別31の基本国費率欄の別表の3に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

(1) 融資主体型支援

ア 事業実施主体毎の交付率は3/10以内とし、助成対象者の整備内容ごとの助成金の額を合計した額を交付するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容ごとの助成金の額は、当該整備事業に要する費用（以下この要件類別において「整備事業費」という。）に3/10を乗じて得た額とする。ただし、整備事業費に占める融資の割合（以下この要件類別において「融資率」という。）が7割を超えるものにあつては、整備事業費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分とする。

(2) 追加的信用供与支援

交付率は定額とし、農山漁村活性化融資のうち、保証付き農山漁村活性化融資の額の合計額に2/15を乗じて得た額に相当する額を交付するものとする。

3 助成対象者

融資主体型支援の助成対象者は農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人とする。

4 要件

別表の2の要件類別31の要件欄の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

(1) 対象地域が五法指定地域等及び要件類別11の要件等欄の3に準ずる地域であること、若しくは要件類別2の㉙受入機能強化施設の農林水産物処理加工施設に相当する施設の整備、又は要件類別10の㉑高生産性農業用機械施設、㉖農林水産物処理加工施設及び㉘農林水産物集出荷貯蔵施設に相当する施設の整備であること。

(2) 融資主体型支援

ア 整備事業は、個々の整備事業ごとに、整備事業費に占める融資率が5割を超えるものであることとする。

イ 農山漁村活性化融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及びその他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

(ア) 農業協同組合

(イ) 農業協同組合連合会

(ウ) 農林中央金庫

(エ) (株) 日本政策金融公庫

- (オ) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 銀行
- (キ) 信用金庫
- (ク) 信用協同組合
- (ケ) 都道府県

ウ 1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営改善安定機械施設については、原則として、助成対象者が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、また、要件類別12の要件等欄の4の(2)の要件を満たすものであること。

(3) 追加的信用供与支援

事業実施主体は、農山漁村活性化融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 農山漁村活性化融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定するものであること。

(ア) 認定農業者に貸し付けられるもの

7,200万円（法人）

(イ) 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

6,000万円（法人又は任意団体）

イ 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下この要件類別において「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

ウ 農山漁村活性化融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下この要件類別において「信用基金」という。）の保険に付するものであること。

エ 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めること。

オ 交付金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた交付金について、当該事業実施主体の区域内の農山漁村活性化融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならない。

(イ) 基金協会は、(ア)の交付金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の交付金について、当該基金協会の区域内の保証付き農山漁村活性化融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。

① 保証付き農山漁村活性化融資の保証債務の弁済

② 保証付き農山漁村活性化融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の交付金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

カ 精算等

(ア) 事業実施主体は、基金協会による保証付き農山漁村活性化融資に係る保証業務が終了（基金協会の対象区域のすべての保証付き農山漁村活性化融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。）した場合には、当該基金協会に交付した交付金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を地方農政局長に返還するものとする。

(A) = (B) - (C)

(A) は、基金協会より返納を受け、地方農政局長に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた交付金の合計額

(C) は、基金協会がオの(ウ)の②の経費に充てた額

(イ) 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた交付金をオの(ウ)の②の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

(A) = (B) × (C) / (D)

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補てん経費に充てる交付金の額

(C) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）

(ウ) 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。